

市制施行 80 周年記念事業推進本部設置要領

(設置)

第 1 条 本市が市制施行 80 周年を迎えるに当たり、各種記念事業を総合的かつ計画的に推進するため、市制施行 80 周年記念事業推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 推進本部の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 記念事業の計画策定に関する審議調整
- (2) 記念事業の実施に関する総合調整
- (3) その他記念事業の推進に関する重要事項

(組織)

第 3 条 推進本部は、別表 1 に掲げる者を本部員として組織する。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

- 2 本部長は、推進本部の事務を総括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(推進本部会議)

第 5 条 推進本部の会議（以下、「推進本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部会議に推進本部の構成員以外の者の出席を求め、その者から意見を聞き、または説明を受けることができる。

(検討委員会)

第 6 条 推進本部に市制施行 80 周年記念事業検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を置く。

- 2 検討委員会の所管事項は次のとおりとする。
 - (1) 記念事業の計画策定及び推進に係る調査検討に関すること。
 - (2) 記念事業の計画策定及び推進に係る協議及び調整に関すること。
 - (3) その他推進本部から付議された事項の処理に関すること。
- 3 検討委員会は、別表 2 に掲げる者を委員として組織する。
- 4 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は都市魅力部シティプロモーション

推進室長を、副委員長は市民部市民自治推進室長をもって充てる。

- 5 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 6 検討委員会の委員長は、必要があると認めるときは、会議に検討委員会の構成員以外の者の出席を求め、その者から意見を聞き、または説明を受けることができる。
- 7 検討委員会の委員長は、必要に応じて下部組織等を設置することができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、都市魅力部シティプロモーション推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成30年11月19日から施行する。

(別表1)

市制施行 80 周年記念事業推進本部の構成

本部長	市長
副本部長	春藤副市長
	辰谷副市長
本部員	水道事業管理者
	教育長
	危機管理監
	総務部長
	理事（人材育成・女性活躍担当）
	行政経営部長
	理事（中核市移行準備担当）
	税務部長
	市民部長
	人権政策長
	都市魅力部長
	理事（シティプロモーション担当）
	児童部長
	福祉部長
	健康医療部長
	健康医療審議監
	環境部長
	都市計画部長
	理事（住宅政策・拠点整備担当）
	土木部長
	下水道部長
	消防長
	水道部長
学校教育部長	
教育監	
地域教育部長	
議会事務局長	

(別表2)

市制施行 80 周年記念事業検討委員会の構成

委員長	都市魅力部シティプロモーション推進室長
副委員長	市民部市民自治推進室長
委員	総務部危機管理室長
	総務部秘書課長
	総務部広報課長
	総務部人事室長
	行政経営部企画財政室長
	行政経営部中核市移行準備室長
	税務部税制課長
	市民部市民総務室長
	市民部人権平和室長
	市民部男女共同参画室長
	都市魅力部地域経済振興室長
	都市魅力部文化スポーツ推進室長
	児童部子育て支援課長
	福祉部高齢福祉室長
	福祉部障がい福祉室長
	健康医療部保健センター所長
	健康医療部北大阪健康医療都市推進室長
	環境部環境政策室長
	都市計画部都市計画室長
	都市計画部計画調整室長
	土木部総務交通室長
	土木部公園みどり室長
	下水道部下水道経営室長
	消防本部総務予防室総括参事
	水道部総務室長
	学校教育部教育総務室長
	学校教育部教育政策室長
	学校教育部指導室長
地域教育部まなびの支援課長	
地域教育部青少年室長	
議会事務局総括参事	